議案第７５号

長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成２９年１２月５日

長与町長　吉　田　愼　一

提案理由

国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準拠し、規定の整備を行うとともに、所要の改正を行うもの。

長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

長与町職員の育児休業等に関する条例（平成２２年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第３９条第１項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園又は児童福祉法第２４条第２項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第５条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第８条第１項中「昭和３２年条例第８号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条第２項中「長与町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第１１条第７号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第１２条中「平成７年条例第２号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第２０条中「長与町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

附則第３条の見出し中「長与町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条第１項中「長与町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第２項中「長与町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条第３項中「長与町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に、「長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第４項中「長与町職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。